

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	*	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4 (全 1枚の 1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務 その他全て	
		遊漁船の使用形態 (該当に○)					
1	とも丸	*IG3-6175	4.9ト	11m90	* 12人	<input type="checkbox"/> 船機後防その <input type="checkbox"/> 釣りし堤他 <input type="checkbox"/> 渡波の他 <input type="checkbox"/> 渡し	
		() 遊漁船専用・ (○) 漁船と兼用・ () 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・ () 重複登録					<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他設備 <input type="checkbox"/> 無し
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶					
		A3E 5W					
2	第11とも丸	*IG2-2652	11ト	14m75	* 12人	<input type="checkbox"/> 船機後防その <input type="checkbox"/> 釣りし堤他 <input type="checkbox"/> 渡波の他 <input type="checkbox"/> 渡し	
		() 遊漁船専用・ (○) 漁船と兼用・ () 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・ () 重複登録					<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他設備 <input type="checkbox"/> 無し
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶					
		A3E 5W					
		*	ト	m	* 人	<input type="checkbox"/> 船機後防その <input type="checkbox"/> 釣りし堤他 <input type="checkbox"/> 渡波の他 <input type="checkbox"/> 渡し	
() 遊漁船専用・ () 漁船と兼用・ () 他使用と兼用							
() 単独登録・ () 重複登録				<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他設備 <input type="checkbox"/> 無し			
() 自己所有船舶・ () 他者所有船舶							
重複登録している 場合の事由		{ } 多客期にチャーターするため { } その他 ()					

注) 重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船として登録しているものを言います。

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表9 安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- * (○) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- * (○) 12歳以下の児童には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させます。
- * (○) 気象、又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- (○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- (○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣を着用させます
- (○) 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ)を着用します。
- (○) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間におけね岩場、浅瀬、防波堤養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表9の2にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- (○) 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- (○) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- * () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- * () 磯等において採捕を終了した利用者を回収し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合

- * () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が無いよう安全に操業します。

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	*	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 出航中止基準と帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	() 単独の判断	(○) 団体による判断				
出航中止基準	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <p>* () 海上警報(波浪、風、霧等)の発令中</p> <p>() 出航地の波高 <input type="text"/> m</p> <p>() 出航地の風速 <input type="text"/> m</p> <p>() 出航地の視程 <input type="text"/> m</p> <p>* () 事業者が危険と判断したとき</p> <p>() その他 ()</p>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名</p> <p><input type="text"/> *平潟遊漁船組合</p> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>*阿久津 秀世</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>*46-2146</td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法</p> <p>別紙2のとおり</p>	代表者	*阿久津 秀世	連絡先	*46-2146
	代表者	*阿久津 秀世				
連絡先	*46-2146					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下の何れかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>* (○) 海上警報(波浪、風、霧等)の発令</p> <p>* (○) 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <p>(○) 漁場における波高 <input type="text"/> 2 m</p> <p>(○) 漁場における風速 <input type="text"/> 10 m</p> <p>(○) 漁場における視程 <input type="text"/> 200 m</p> <p>* (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</p> <p>() その他 ()</p>					

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 天候が悪化した場合の対処方法

天候が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合には、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	*平潟地先沖	*大津港
	*	*
	*	*
	*	*
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合

磯等と遊漁船との間の連絡方法	() 携帯電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、利用者を緊急的に回収する方法	*

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表5 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全確保に必要な情報 (該当に○)</p>	() 出航地における波高、風速、視程
	(○) 出航中止を判断する団体の出航判断に関する情報
	* (○) 水路通報、気象・海上警報等官公庁の発する遊漁船の運航に関する情報
	* (○) 乗船する利用者数 (12歳以下の児童が含まれる場合は、その人数)
	()
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保等に必要な情報 (該当に○)</p>	* (○) 案内する漁場を管轄している知事が提供している法第15条に基づき周知すべき内容
	* (○) 案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している漁場利用に係る慣行や漁場利用協定などの情報
	()
	()
	()

登録番号	*1 1 2 1	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 8 安全確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船乗船前に書面を配布する。	一般的事項 * (○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * (○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * (○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * (○) 救命胴衣の保管場所 (○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること (○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること () その他 () 磯等渡しの場合 * () 磯渡し及び磯等の上においては救命胴衣を着用すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 () その他 ()
漁場において口頭で説明する。	一般的事項 () その他 () 磯等渡しの場合 * () 磯等からの帰航時間 * () 磯等で天候が急変した場合における避難場所 () その他 ()

登録番号	*1121	氏名又は名称	*根本 幸一
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表11 法第15条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	<input type="radio"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="checkbox"/> 遊漁船乗船前に書面で配布をする。
周知する内容	<p>案内する漁場を管轄する都道府県知事より提示された周知すべき事項であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法、水産資源法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき届出されたもの。） ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき認定を受けたもの。）のうち、案内する漁場において利用者の採捕に係るものであって、 <ul style="list-style-type: none"> ア) 漁具及び漁法（撒き餌、釣り餌の制限を含む。）の制限 イ) 水産動植物の大きさの制限 ウ) 採捕禁止となっている水産動植物の種類 <p>を周知します。</p>
利用者保護のために主任者が遵守すべき事項 (該当に○)	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="radio"/> 都道府県漁業調整規則、海区又は連合海区もしくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 * <input type="radio"/> 法に基づいて周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 * <input type="radio"/> 法に基づいて周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合には漁場の位置を変更します。 <input type="checkbox"/> その他（)

※ 「周知する内容」のうち、該当しない部分は2本線(=)で消したうえ、捺印すること

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
第11とも丸	5,000万円	12人	令和5年12月27日から 令和6年12月26日まで
	万円	人	年 月 日から 年 月 日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	